

・弥富市役所	65-1111 (代表)
・鍋田支所	68-8001
・十四山支所	52-2111
・総合福祉センター	65-8103
・総合社会教育センター	65-0002
・図書館	65-1117
・歴史民俗資料館	65-4355
・同報無線確認電話	65-8517
※臨時放送の確認ができます。	
(市外局番 0567)	

人口	44,436人 (+11)
男	22,384人 (+32)
女	22,052人 (-21)
世帯	16,977 (+40)
(平成28年3月1日現在)	

お知らせします

市制10周年記念事業
芝桜まつり開催

今月中旬より三ツ又池公園の芝桜が見ごろを迎えます。約10万株の赤、白、ピンクの鮮やかなじゅうたんを見ながら楽しいひとときを過ごしませんか。お誘い合わせのうえお出かけください。

と き

4月16日(土)、17日(日)

午前9時～午後3時

と ころ 三ツ又池公園

内 容

フワフワドーム、スタンパラリー、金魚すくいのほか、飲食・即売ブースもあります。

問い合わせ先

市役所商工観光課(内線252)

市制10周年記念事業
森津の藤まつり

今月下旬より森津の藤が見ごろを迎えます。藤まつりを開催しますので、お誘い合わせのうえお出かけください。

と き

4月23日(土)、24日(日)

午前10時～午後3時

と ころ 森津の藤公園

内 容

茶会・森津保存会による郷土芸能・野菜の即売会(両日)
ミス弥富金魚・ミス弥富来園(24日)など
無料駐車場あり

問い合わせ先

歴史民俗資料館

国民健康保険税の納付

特別徴収(年金からの天引き)による納付
対象となる世帯主で、事前の

第十回特別弔慰金の
請求について

支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がない場合において、次の順番による先順位のご遺族お一人に対し、第十回特別弔慰金が支給されます。

支給対象遺族の順位

- (1)平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 - (2)戦没者などの子
 - (3)戦没者などの①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
- ※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなど要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

平成28年度「元氣塾」開催

「元氣な心身を保ち、元氣な生活を送ろう」としている市民をお手伝います。

と き・と ころ

4月5日(火)より市内3つの会場で開催します。毎週1回、1時間ずつ、各会場で同じメニューを行います。予約・申し込みは不要ですので、開催時に開催場所へ直接お越しください。

内 容

生涯元氣でいるために役立つ「健康運動指導士による運動・体力測定」を中心に「栄養士による栄養講話」や「歯科衛生士による口腔ケア講話」保健師・社会福祉士・介護支援専門員などによる各種相談などを行います。

と ころ	曜 日・時 間
十四山総合福祉センター	火曜日 13:30～14:30
いこいの里	水曜日 13:30～14:30
総合福祉センター	金曜日 11:00～12:00

申請で口座振替を選択していない方は、特別徴収(年金からの天引き)で国民健康保険税(国保税)を納めることとなります。対象者には、3月下旬に平成28年度仮徴収(第1期・第2期・第3期)分の納税通知書を送付しました。4月、6月、8月に支給される年金から天引きされます。

対 象

- ①国民健康保険(国保)に加入している(年度内に75歳になる場合を除く)
- ②世帯内の国保加入者全員が65歳未満
- ③年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と国保税を合算した1回の特別徴収額が、1回の年金受給額の2分の1を超えない

納付額

前年度の特別徴収分(2月天引き分)の税額と同額(平成28年度から特別徴収が開始される方は、前年度の国保税額の6分の1に相当する額)

普通徴収による納付

特別徴収の対象とならない方には、平成28年度仮算定(第1期)分の納税通知書を5月中旬に送付しますので、期限までに納付してください。

納付期限

第1期分…5月31日(火)

納付額

前年度の国保税額の6分の1に

対 象 者

おおむね60歳以上で、会場までお越しになれる方

参 加 費

原則無料です。内容に応じて、教材費をいただく場合があります。

持 ち 物

水分補給用のドリンク類、汗拭き用タオル、運動をしやすい服装でお越しください。

問 い 合 わ せ 先

市役所介護高齢課
(内線1722・174)

認知症介護者交流会
はっさんかい

認知症の方を介護している家族と市内の専門家が集まり、1か月にあった出来事・悩みなどを話し、ストレスを発散できる場です。

と き

毎月第3土曜日
午前10時～11時30分

と ころ

総合福祉センター第一会議室

対 象 者

認知症の方(かもしれない方を含む)を介護している市内在住の方 ※参加費は無料です。
※出席できない日がある方でも参加可能です。
※初めて参加される方は、地域域包摂支援センターまたは、担当のケアマネジャーへご連絡ください。

相当する額
問 い 合 わ せ 先
市役所保険年金課(内線123)

特別障がい者手当など
受給者の皆さんへ

特別障がい者手当および障がい児福祉手当および経過的福祉手当の支給額が平成28年4月分より改定されました。

区 分		平成28年3月分 まで(月額)	平成28年4月分 から(月額)
特別障がい者 手当	A種	33,470円	33,680円
	B種	27,670円	27,880円
障がい児 福祉手当	A種	21,380円	21,500円
	B種	15,630円	15,750円
経過的福祉手当	B種	15,630円	15,750円

※月額の金額は、国制度分と県制度分の合算になります。

問 い 合 わ せ 先

市役所福祉課(内線164)

問 い 合 わ せ 先

地域域包括支援センター
☎6515521
市役所介護高齢課(内線173)

特定計量器定期検査の
お知らせ

計量器(はかり、分銅およびおもり)を「取引または証明」に使用する事業所は、2年に1度、検査を受けることが、計量法で義務づけられています。検査は一般社団法人愛知県計量連合会が行います。該当するはかりなどがありましたら、事前に申し込みのうえ、受検してください。

と き・と ころ

5月12日(木)市役所
5月13日(金)十四山支所
両日とも、午前10時～正午、午後1時～3時

検 査 手 数 料

検査手数料は、はかりによって異なります。詳しくは、一般社団法人愛知県計量連合会(☎052145211821)までお尋ねください。

そ の 他

計量器の運搬が困難な場合は、申請をしていただき、計量器の所在場所で検査を受けることができます。(手数料は異なります。)
また、計量士による代検査に合格した日が、今回定期検査日以前1年以内のものは、検査が免